

第二号書式 (大ニ閣令一・追加、昭三總庁令一・一部改正)

申牒書

本人ノ氏名

一勾留、拘禁、釈放又ハ放免ノ日
一刑ノ執行猶予ノ言渡アリタルトキハ裁判確定ノ日及執行猶予ノ期間

一刑ノ執行猶予ヲ受ケ勲章ヲ褫奪セラレサル者執行猶予ノ言渡ヲ取消サルルコトナクシテ猶予ノ期間ヲ経過シタルトキハ其ノ旨

年金ノ種類		調査事項	年金証書ノ番号	年金額	年金賜与ノ年月日	賜与当時ノ官職	賜与当時ノ所属庁又ハ部隊	明治三十七八年戦役ニ関スルモノハ発表官報年月日及頁数

右勲章褫奪令施行細則第二条ノ規定ニ依リ及申牒候也

年月日

賞勲局総裁

官職氏名印

備考

年金証書ノ番号ヲ記載スルコト能ハサルトキハ勲記ノ番号ヲ記載スヘシ
年金証書ノ番号又ハ勲記ノ番号ヲ記載シタルトキハ他ノ調査事項ヲ記載スルコトヲ要セス